

令和5年3月31日

新潟県薬剤師会 会員 各位
新潟県病院薬剤師会 会員 各位

公益社団法人新潟県薬剤師会 会長 荻野 構一
一般社団法人新潟県病院薬剤師会 会長 外山 聡

令和5年度認定実務実習指導薬剤師養成・更新講習会の開催について（ご案内）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度は数年ぶりに新潟県で認定実務実習指導薬剤師養成研修（ワークショップ・講習会）を開催できる運びとなりました。ついては薬学教育モデル・コアカリキュラムー平成25年度改訂版ーに基づく標記講習会を下記のとおり開催しますのでご案内いたします。本講習会は、認定実務実習指導薬剤師養成講習会の講座①②③（新規）及び講座④（更新）です。受講を希望される方は、別紙により受講資格があることをご確認いただき、県薬事務局へお申し込みください。

記

1. **開催日時**：令和5年5月21日（日）講座①～③（新規）10：30～15：50（受付9：30～）
講座④（更新） 12：30～13：30（受付12：10～）
2. **開催方法**：集合研修（会場参集）
3. **会場**：新潟薬科大学 B棟1階 B105（新潟市秋葉区東島265-1 ☎0250-25-5000）
4. **受講対象**：（新規）令和5年度中に認定実務実習指導薬剤師の認定取得を目指し、薬学生の
実務実習受入に意欲がある方
（更新）認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者
5. **プログラム**：別紙のとおり
6. **参加費**：1,000円（受講講座数に関わらず一律）
*事前支払い（コンビニ決済）とさせていただきます。申込締切後（4月24日以降）
に、支払方法をメールで案内しますので必ずメールをご確認ください。
*入金後のキャンセルや受講できなかった場合でも返金はいたしません。
7. **定員**：120名（新規・更新合わせて）
8. **申込方法**：4月21日（金）までにGoogleフォーム
(<https://forms.gle/LejGQwkKwtAEiEfZA>) からお申込みください。
入力完了後、いただいたメールアドレス宛に入力内容が自動送信されます。
9. **その他**：
 - ・受講資格要件を満たす方は上記8を以て申込完了です。但し、今年度の認定者養成・更新の観点から、定員を超える申込があった場合はWS修了者やWS参加希望の意思など優先度を考慮して調整させていただく場合もありますので予めご了承ください。
 - ・講座①②③終了後は、それぞれの講座につき250～500文字で成果報告書を作成し、当日提出していただきます（用紙を配布します。なお、評価の程度によっては再度受講を促す場合もあります。）。
 - ・受講証は成果報告書と引き換えに交付いたします。更新の方は成果報告書の提出は不要です。
 - ・日本薬剤師研修センター等の研修単位は交付されません。
 - ・問い合わせ先：新潟県薬剤師会事務局 長谷川、峰田、大平（TEL：025-281-7730）



◆プログラム

時 間	内 容	
10：30～10：35	開会挨拶、本日の流れの説明	
10：35～11：30	講座①	「薬剤師の理念」 DVD
11：30～12：00	講座①成果報告書の作成と提出	
12：00～12：30	昼食休憩（昼食は各自でご用意ください）	
12：30～13：30	講座②-1 講座④-1	「薬学教育モデル・コアカリキュラム」調整機構講師による講演 (講座②と④は同一内容です。)
	講座②-2 講座④-2	「薬学実務実習に関するガイドライン」調整機構講師による講演 (講座②と④は同一内容です。)
13：30～14：00	講座②成果報告書の作成と提出 ※講座④（更新）受講者は成果報告書の提出不要	
14：00～15：20	講座③-1	学生の指導（法的問題） DVD
	講座③-2	学生の指導（OBEに基づいた薬局実務実習の進め方） DVD
	講座③-3	学生の指導（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習） DVD
15：20～15：50	講座③成果報告書の作成と提出	

◆受講資格

※以下の受講資格を満たさことなく受講して交付を受けた受講証は無効となります。

養成講習 (講座①② ③)	<p>【実務経験】薬剤師実務経験（病院又は薬局において、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）が5年以上あること。なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるが、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となってからでなければ行うことができない。</p> <p>【勤務状況】薬剤師実務経験が、受講しようとする時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）していること。</p>
更新講習 (講座④)	認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者

※その他受講資格、新規認定申請、更新申請等の詳細は、一般社団法人薬学教育協議会ホームページ「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」(https://yaku-kyou.org/?page_id=8544)でご確認ください。

※受講証の有効期限は、養成講習会（新規）は6年間、更新講習会は受講日から3年間となりますので、ご注意ください。

新潟県病院薬剤師会
会員の皆様へ

○申込の際は、下記の設問がありますので補足します。
『認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップの参加希望の有無について』

令和5年度の新潟県の薬剤師の参加枠がある養成ワークショップの日程が決まりました。
7/16-17（長野県松本市）数名、長野県薬剤師会館
7/29-30（新潟市秋葉区）47名、新潟薬科大学
9/2-3（群馬県高崎市）数名、高崎健康福祉大学 ※人数は薬局薬剤師を含めた数です

現在、講座①②③は養成ワークショップに参加する方を対象に参加前に受講してもらい講座で学んだ内容を養成ワークショップで活かしてほしいということで動いています。
なお、この流れは必須ではありませんし、前後しても構いませんが、養成ワークショップの選考では講習会の受講有無（予定あり）を確認しますので、養成ワークショップに参加したい方で5/21都合悪い方は薬学教育協議会HP『2023度講習会開催予定一覧』を参考に他県での参加も検討してください。

https://yaku-kyou.org/?page_id=824

○更新講習（講座④）の受講希望者へ

薬学教育協議会では日本薬剤師研修センターが実施していたeラーニング方式での更新講習を現時点では示されていないため、5/21都合悪い方は上記の薬学教育協議会HP『2023度講習会開催予定一覧』を参考に他県での参加を検討してください。

※なお、ワークショップの正式な案内は4月下旬頃となる予定です。

私見ですが、2024年の新入生からは薬学教育モデル・コア・カリキュラムが改訂されますので、先を見据えた人選にも考慮してください。

薬学教育委員会委員長
山本剛